

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL:090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



平成31年1月

あなたの大切な家畜を守るために 飼養衛生管理基準の遵守事項の再確認を

昨年の岐阜県における豚コレラの発生農場は、その後の調査で、**専用の衣服・靴の着用**が徹底されていなかった、**畜舎や器具機材の洗浄・消毒**ができていなかった、**野生動物対策**に不備があったなど飼養衛生管理基準の遵守が不十分であったことが指摘されています。

国内では継続して豚コレラ陽性の野生イノシシが確認され、また近隣諸国ではアフリカ豚コレラ・高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫等も発生しています。さらに春節で多くの来日客が予想されることから**家畜の悪性伝染病の侵入リスク**は継続して高いままとなっています。

家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。家畜伝染病予防法では、畜主が衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけています。

本号では飼養衛生管理基準の重要性を繰り返し伝えたいと思います。今一度、飼養管理基準の遵守事項を確認して、大切な家畜を伝染病から守りましょう。

家畜の衛生管理基準のポイント

- 農場の境界を柵などで、部外者にも分かるようにする
- 人、物、車による病原体の持ち込みを防ぐ
 - ・ 関係者以外は立入禁止（入るのは必要最小限）
 - ・ 専用の衣服や靴をつかう（外で履いた靴・衣服は着替える）
 - ・ 入場する車、物は洗浄・消毒する
 - ・ 同じ日に他の農場に立ち入った人は、基本的に入れない
- 野生動物等からの病原体の侵入を防ぐ
 - ・ 野生動物、鳥が入らないようにする
 - ・ 餌や水に野生動物のふん尿混入を防ぐ
 - ・ 家畜の死体の管理（野生動物や犬猫等に荒らさせない）
- 農場内はきれいに保つ
 - ・ 畜舎や器具の定期的な清掃と消毒（塵落とし→水洗→消毒）
 - ・ 密飼いをしない

春節がやってきます。海外からの家畜伝染病の持ち込みを防ぎましょう。

豊

春

福

今年の春節（中華圏の旧正月）は2月5日。中国では2月2日～10日の年末年始休暇（職場によっては1月20日～元宵節（2月19日））までの長い休みになり、中国やアジアの人々は帰省や旅行で活発に移動します。

来日する旅行者は大歓迎ですが、アフリカ豚コレラ、口蹄疫など家畜伝染病への警戒強化をお願いします。

海外との行き来に注意してください

- ✓ 海外に帰省（旅行）する畜産関係者は日本に再入国するときに空港（港湾）の「動物検疫カウンター」に必ず立ち寄る
→ 検疫カウンターで「畜産農家で働いています」と告げる
- ✓ 入国後1週間は衛生管理区域に入らない（やむを得ない場合は、入浴洗髪、更衣等、十分注意する）
- ✓ 海外で着用した衣服、靴などを飼養管理区域に持ち込まない
- ✓ 部外者を飼養管理区域に入れない
- ✓ 外国語看板を作成する場合、「進入禁止」の一例として、中国語で「不要进入」英語では「DO NOT ENTER」など

注意！ Caution!

アジアをはじめ世界各国でアフリカ豚コレラ、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生しています。ほとんどの国からの肉や肉製品は日本に持ち込めません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。（機内食の残りもダメです）

このような事例がありました

中国からの旅客が携行し輸入が認められなかった豚肉製品から、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が確認されました。

- 1 例目 新千歳空港で北京からの旅客の豚肉ソーセージ（H30.10.1）
- 2 例目 成田空港で上海からの旅客の自家製餃子（H30.10.14）
- 3 例目 成田空港で大連からの旅客の豚肉ソーセージ（H30.11.9）



1 例目



2 例目



3 例目

3例ともウイルス分離検査は陰性でしたが、海外から病原体が侵入する危険性は高まっています

（農水省HPより抜粋）



豚コレラ注意報



昨年9月に国内では26年ぶりに豚コレラが発生し、今までに豚又はイノシシ飼養農場での発生は6件となっています。

初めは死亡や発熱、食欲不振などの症状がみられていましたが、5例目、6例目は**特に症状が見られず**、発生農場の移動制限区域（半径3 km）内の清浄化確認検査や搬出制限区域（半径10km）内の出荷予定豚の検査で**陽性**が確認されました。

<豚コレラ発生農場概要>

発生 年月日	発生農場概要					症状	備考
	市町村	経営	繁殖	肥育	子豚		
1 H30.9.9	岐阜市	一貫	79	531		死亡増加	8月下旬より症状
2 H30.11.16	岐阜市	観光		2	21	体調不良	岐阜市畜産公園
3 H30.12.5	美濃加茂市	試験研究	67	424		食欲減退、白血球減少	岐阜県畜産研究所
4 H30.12.10	関市	1/1		22		異常	
5 H30.12.15	可児市	試験研究	3	7		なし	岐阜県農業大学校、定期検査
6 H30.12.25	関市	一貫	871	6,676		なし	出荷前検査

<岐阜県における野生イノシシ検査状況> 平成31年1月23日現在

検査頭数	陽性頭数		1例目の発生農場周辺ではイノシシの死体でも豚コレラ陽性が確認されています。その後、ワナにかかったイノシシでもウイルスが確認され、豚の農場で発生したウイルスと同じウイルスであることがわかりました。 現在は県境を越えて愛知県でも豚コレラ陽性の野生イノシシが確認されています。
	死亡	捕獲(ワナ)	
685	38	65	

野生イノシシから感染が広がるのみではなく、**イノシシに汚染された環境から他の野生動物が農場内に持ちこむ**可能性もあります。

伝染病の予防で最も大切なのは農場内に病原体が入らないようにすることです。

下記事項に注意して対策を行い、**異常を発見した場合には速やかに家畜保健衛生所へ御連絡**ください。

- 1 衛生管理区域に居住している場合も、衛生管理区域専用の作業着や長靴着用を徹底すること
- 2 豚舎内で飼養する作業着や長靴は専用のものを用意し、器具などを持ちこむときには十分に洗浄消毒すること
- 3 豚舎内に野生動物が入らないように対策すること。また、ネコなど愛玩動物も外からゴミ（残飯や死骸）を持ち込むリスクがあるので豚舎へ入れないこと

野生動物対策

イノシシ対策をメインに野生動物対策の基本をご紹介します。

対策の基本

- 畜舎周辺は**見通しを良く**して、野生動物の居心地を悪くする
 - ・農場周辺の除草、片付け
 - ・農場に接している里山の管理（間伐、下草刈り）
- 野生動物を食物でおびきよせてはダメ
 - ・**エサこぼし**は直ぐ片付ける（餌タンク周辺は要注意）
 - ・**飼料保管庫**は内側に金網を張るなどしてネズミー匹入れないように
 - ・家畜や家きんの**死体**の適正な一時保管（豚は冷凍コンテナ、鶏は冷凍庫など）
 - ・近隣田畑の**不要作物**は放置しないで片付ける
- 畜舎に侵入させない（隙間の解消、電柵、防鳥ネットなど）



対イノシシ用の防護柵等

防護柵設置の基本三原則

- ① 農作物等の**味**を覚えさせない
- ② **潜り込める**とは思わせない
飛び越せるとは思わせない
- ③ **しびれない電気柵**は設置しない

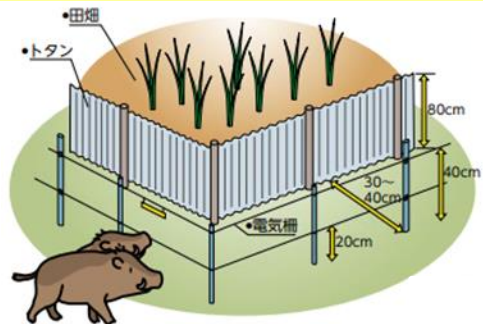
★ 潜り込み対策を しっかり!!

イノシシの場合、特に気を付けないといけないのが**潜り込み**です。掘り返されないように、山側に折り返しのスカートを付けます。



◎ 適切な電気柵を正しく設置 (しびれない電柵を防止するために)

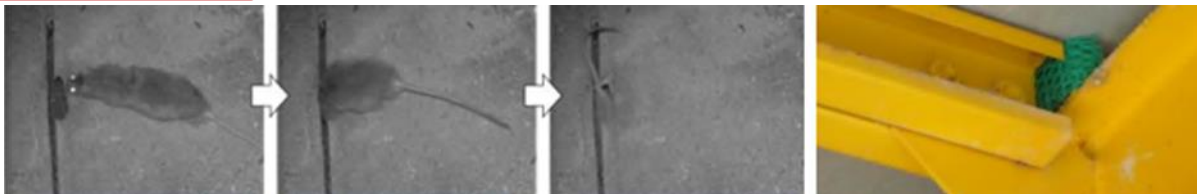
- ・アースを確保すること
- ・漏電対策はしっかり管理
- ・距離に見合った電牧機



★ トタン板+電気柵

電気柵による侵入防止効果に加えて、板で視覚を遮断することで設置効果が高くなります。

ネズミについて



ネズミは本当に狭い隙間でも通り抜けできます。金網を詰める等スキマは見つけ次第ふさぎましょう。

(農水省HPより)

渡り鳥の季節です！ 衛生管理の確認を！

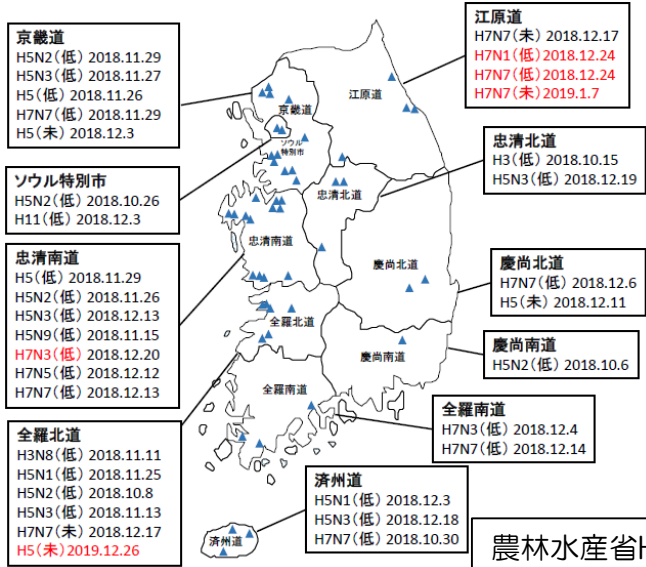


渡り鳥が飛来し、鳥インフルエンザの季節です。

今年度は10月に千葉県、12月に愛知県で低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）が野鳥から分離されました。韓国ではまだ発生が続き、台湾でも**高病原性鳥インフルエンザ**が発生していますので、油断は禁物です。

伝染病の予防で最も大切なのは農場内に病原体が入らないようにすることです。

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例（2018年10月以降）



- 鶏舎に破損箇所はありませか？
- 鶏舎出入口の消毒槽は汚れていませんか？
- 野鳥や野生動物がいる場所を歩いた長靴で鶏舎へ入っていませんか？
- もう一度、各自点検しましょう！

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

地域	発生件数
京畿道	11
ソウル特別市	2
江原道	4
忠清北道	3
忠清南道	13
全羅北道	6
全羅南道	3
慶尚北道	2
慶尚南道	1
済州道	3
計	48

2019年1月9日現在
農林水産省動物衛生課
韓国農林畜産食品部
プレスリリースをもとに作成
※(未)：精密検査結果待ち
※赤字は更新箇所
※日付は最終採材日

農林水産省HPより



定期報告書の提出をお願いします



家畜伝染病予防法(家伝法)により家畜の所有者は毎年、家畜の頭羽数及び飼養状況に関し、県知事(家畜保健衛生所)へ報告することが義務付けられています。

提出期限

- ①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし： **4月15日まで**
- ②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥： **6月15日まで**

提出先

福島県中央家畜保健衛生所

※その他下記の場所でも受け付けています

- 各市町村 農政担当課
- JA福島さくら 畜産課
- JA夢みなみ 営農部畜産センター
- JA東西しらかわ 畜産センター
- 福島県酪農業協同組合県中支所、県南支所、浜支所
- 有限会社福島県南酪農

2月に様式を送ります
ご確認ください

和牛は日本の財産です 精液や受精卵の海外輸出は禁止されています

液体窒素ボンベに詰めた和牛の凍結受精卵数百個が動物検疫所の輸出検査を受けずに、海外へ持ち出され、現地（中国）税関で日本へ返却されて、不正持出しのため全量廃棄処分とした事例がありました。この件について吉川農林水産大臣は12月4日の記者会見で「遺憾なことだ。まず再発防止策というものをしっかり講じなければならない。告発の手続きも進めたい」と答えています。

ご存じですか？

－ 牛の精液・受精卵は動物検疫の対象物品です －

牛の精液や受精卵は、海外への持ち出し・海外からの持込みのいずれも動物検疫の手続が必要です。

和牛の精液や受精卵に関しては、どの国にも輸出することはできません。

和牛の精液や受精卵をお取り扱いの皆様におかれましては、上記についてご理解いただきますようお願いいたします。また、不正持出しを疑う事例や照会事項がありましたら、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【例】一般的な精液や受精卵の輸送容器



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
TEL 03-3502-8295 (国際衛生対策室)

農林水産省 動物検疫所
TEL 045-751-5923 (企画調整課)
045-751-5955 (危機管理課)

農水省・動物検疫所の
リーフレット

本物の“和牛”の 海外流出は絶対ダメ

平成29年の牛肉輸出額は191億円を超え、畜産物ではダントツの1位です。和牛は世界の富裕層に選ばれています。私たちが作り育ててきた本物の和牛を海外流出から守りましょう。

和牛とWAGYU

規制前、合法的に米国へ輸出された和牛が基になって、豪州「WAGYU」（和牛の交雑種含む）ができました。日本の不運もあって豪州WAGYUは世界に広まり、今や米国や欧州の「WAGYU」生産も始まっています。日本食レストランの中には本家の和牛を「Japanese WAGYU」として差別化することもあります。

